

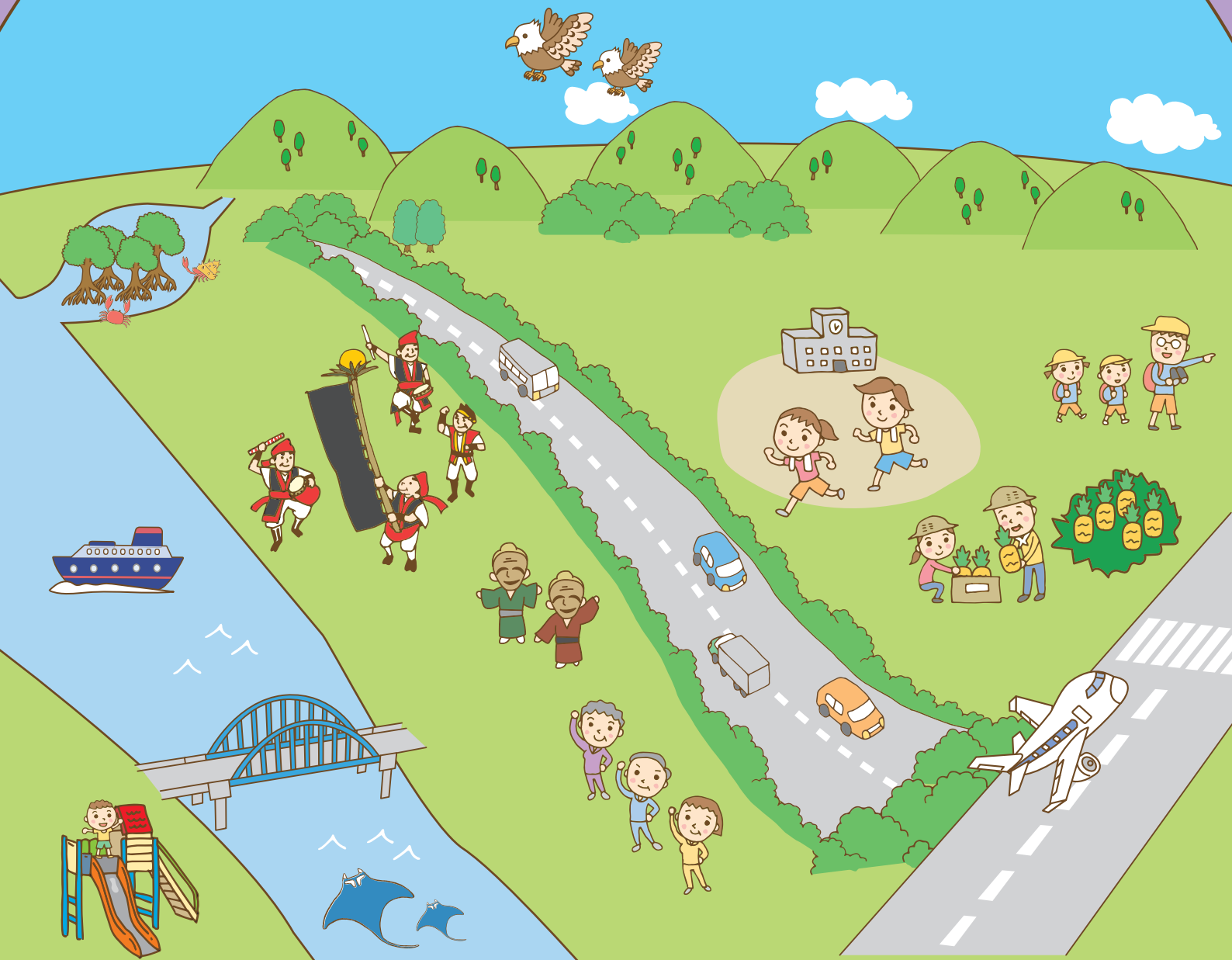
第3次

# 石垣ほっとハートプラン

第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版

● 令和5(2023)年度～令和9(2027)年度 ●



令和5年3月

石垣市

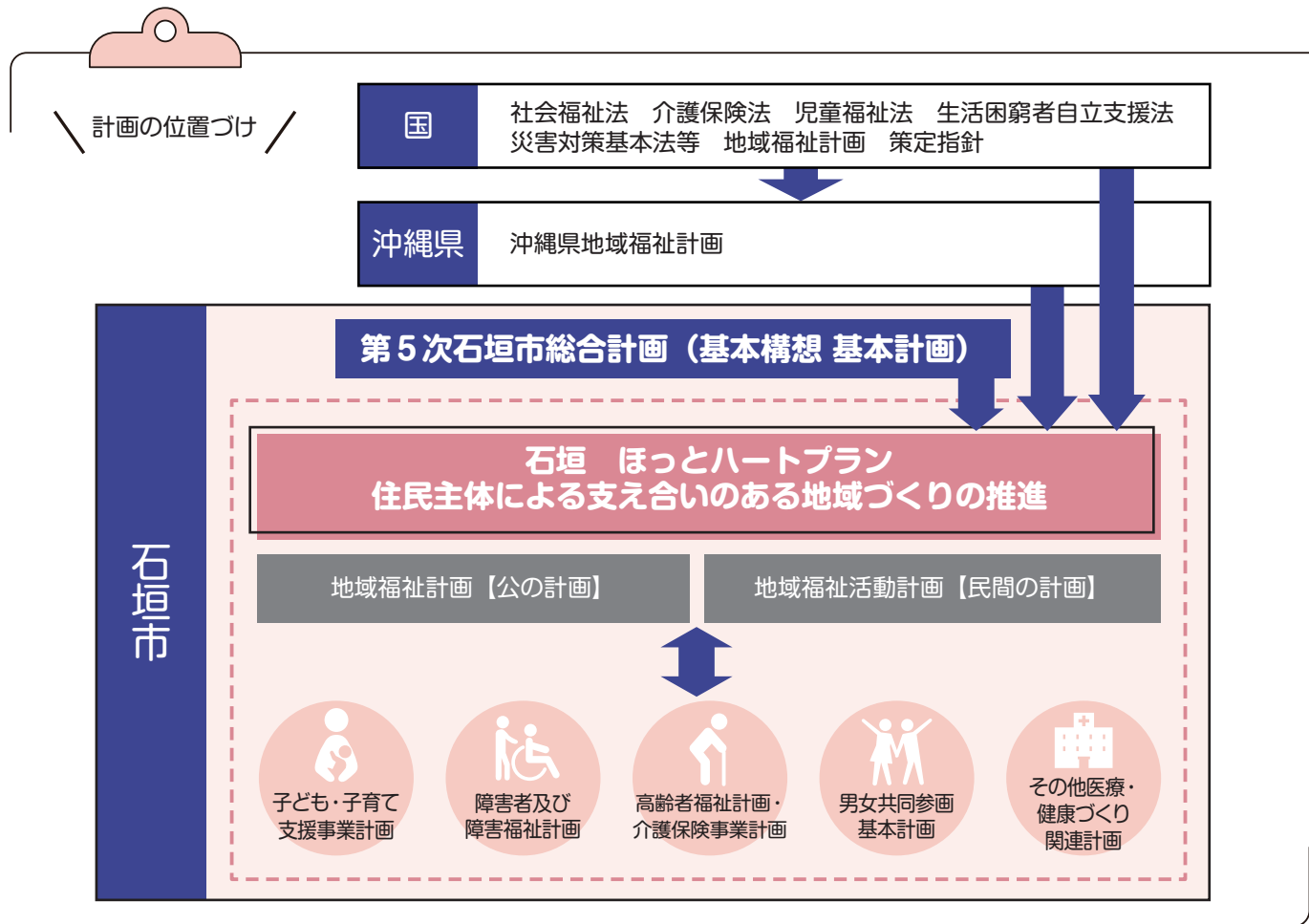
石垣市社会福祉協議会

# 01 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進する、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画です。

また、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域における生活課題を市民自らが主体的な福祉活動や公的サービスと連携し、解決していくための仕組みをつくり、すべての市民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を図る計画であり、目指すべき方向性は同じものと位置づけ、両計画を一体的に策定します。

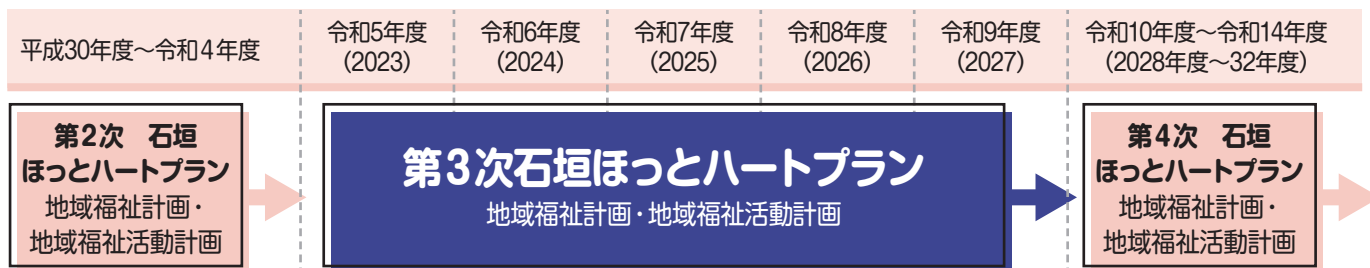
併せて「成年後見制度利用促進計画」を包含した計画として策定しています。



# 02 計画期間

第3次石垣ほっとハートプラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）の期間は、令和5年度を初年度として、令和9年度を最終年度とする5か年計画とします。

なお、社会情勢の変化や法令改正などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



## 03 計画の基本的な考え方

本市における地域福祉の推進は、みんなで力を合わせ一人ひとりの生活を支える共生社会の実現（共助のまちづくり）という視点で、市民一人ひとりがかつともにつながり、支え合うことのできる地域づくりを進めています。

高齢社会の急速な進行をはじめ、様々な社会環境の変化に伴う社会問題や地域における生活課題の解決に向け、「第3次石垣市ほっとハートプラン（石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」では、市民一人ひとりのつながりを推進する地域共生社会の実現、適切なサービスにつなぐための相談支援体制の充実、SDGsの視点による人づくり、まちづくりの推進に向け、以下の方針のもと、計画期間内における具体的な取り組みを進めていきます。

### 1 基本理念

## 一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり

市民一人ひとりが尊重され、一人ひとりの思いを見逃さず支えていくために、みんなで参加し、協力して、いつまでも安心して暮らすことができる地域づくりが必要です。

すべての市民にとって、石垣市がやさしさと安心感に包まれた地域となるように、一人ひとりの「絆」を強め、みんなで支え合いわかちあう地域づくりを目指します。

計画の基本理念には、以下のような思いが込められています。

- 一人はみんなのために、みんなは一人のために**  
 市民一人ひとりの尊厳が保持され、その人らしく自立することを支援し、市民一人ひとりが生き生きと輝くために、やさしさと思いやりの意識を高めます。
- すべての市民が参加し、支え合い**  
 すべての市民が人と人や地域とのつながり（絆）を強め、福祉活動の担い手となり、公的サービスと連携・協働した見守り、支え合いの輪を広げる活動を展開します。
- 安心と安らぎのある共生社会をつくる**  
 住み慣れた地域社会の中で、安全・安心に支えられ、すべての市民が充実した生活を送ることができる「共に生きる地域社会」の実現に向けた取り組みを進めます。

### 2 本計画期間における重点プロジェクト

この地域福祉計画の策定努力義務化及び計画に盛り込むべき事項の追加は、市町村における「包括的な支援体制の整備」（改正法により努力義務化）を促進するためのものと位置付けられています。国では、この包括的支援体制について2020年代初頭の全国的整備を目指しており、市町村による包括的支援体制整備を加速化させるため「重層的支援体制整備事業」及びその財政支援規定等を新たに創設し、令和3年4月から施行されています。

このような国の動きを受け、また本市における地域共生社会の実現に向け、第3次石垣市ほっとハートプランでは、本市における重層的支援体制整備事業の適用と運営について、重点プロジェクトとして位置づけ、検討を行うこととします。

### 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

（社会福祉法第107条、H29改正）

- ① **地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項**
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ **包括的な支援体制の整備に関する事項**

#### 第3次計画期間における検討・取り組み事項

- ① 庁内の連携体制構築に向けた協議の実施
- ② 庁外の福祉関係機関への重層事業実施に関する説明と協議の実施
- ③ 市民に対する周知及び広報・啓発方法の検討と実施

### 3 施策の体系

## 基本理念

一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり 

- 一人はみんなのために、みんなは一人のために
- すべての市民が参加し、支え合い
- 安心と安らぎのある共生社会をつくる

### 基本目標

## ① すべての人がつながる地域をつくる

### 基本施策 1 福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり

具体的な  
取り組み

- ① 人権に関する意識の醸成及び福祉教育の推進
- ② 誰もが参加しやすい活動拠点の整備
- ③ 地域活動に気軽に参加できるきっかけづくり

### 基本施策 2 地域の福祉を担う活動及び人材育成支援

具体的な  
取り組み

- ① 民生委員・児童委員活動に対する支援
- ② 自治公民館、地域活動団体、ボランティア団体、NPO 団体等の活動支援
- ③ 福祉に関わる人材の育成
- ④ ボランティア人材の育成

### 基本目標

## ② 共に支え、共に生きる地域をつくる

### 基本施策 1 地域ぐるみの支援体制づくり

具体的な  
取り組み

- ① 地域の見守り、支え合いの仕組みづくり
- ② 地域の福祉課題の把握

### 基本施策 2 支援を必要とする人への対応

具体的な  
取り組み

- ① 相談体制の充実
- ② 情報提供体制の充実
- ③ 生活困窮世帯の自立支援
- ④ 子どもの貧困対策
- ⑤ ひとり親世帯への支援
- ⑥ 不登校・ひきこもりに対する支援
- ⑦ 権利擁護の推進

### 基本目標

## ③ 安心して暮らせる地域をつくる

### 基本施策 1 安全・安心な地域づくり

具体的な  
取り組み

- ① 防災対策の充実
- ② 要援護者の把握及び支援体制の確立
- ③ 防犯対策の充実
- ④ 再犯防止計画の策定検討

### 基本施策 2 ひとにやさしいまちづくりの推進

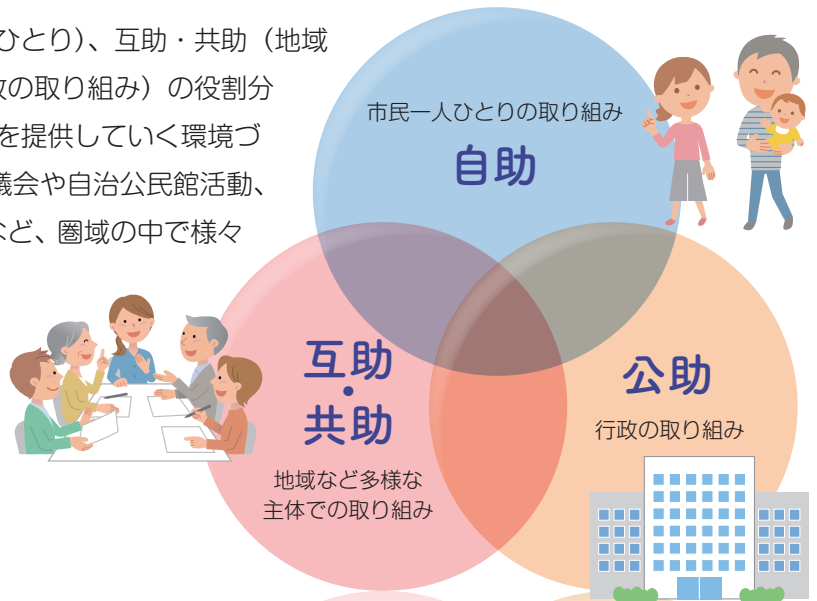
具体的な  
取り組み

- ① 快適な生活環境の形成
- ② バリアフリー整備の推進
- ③ 移動手段・移動支援の充実
- ④ 交通安全対策の充実

## 04 計画の具体的な取り組み

地域福祉を進めていくには、自助（市民一人ひとり）、互助・共助（地域などの多様な主体で取り組むこと）、公助（行政の取り組み）の役割分担と連携が必要です。公助である福祉サービスを提供していく環境づくり、互助・共助の取り組みである社会福祉協議会や自治公民館活動、ボランティア活動、NPO法人によるサービスなど、圏域の中で様々な主体が活動しています。

これらを踏まえ、具体的取り組みごとに「自助、互助・共助、公助」の区分を示します。それぞれの取り組み主体は、次のようになります。



### 基本目標

## ① すべての人がつながる地域をつくる

### 【自助】市民一人ひとりの取り組み

- 隣近所の方々と積極的に交流を持ちます。
- 各種団体等の活動に対する理解を深めます。
- 自分の特技や知識等を地域活動や「支え合い」の活動に活かします。

など

### 【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- 学校、社会福祉協議会等関係機関と協力して福祉教育を地域で行います。
- 地域住民の活動を支援するための場の提供に努めます。
- 地域の方々が互いに顔見知りとなるように、「声かけ」「あいさつ運動」を推進します。

#### 〔社会福祉協議会の取り組み〕

- 様々な媒体を通じた広報・啓発活動により、住民の福祉活動への理解と関心を深めます。
- 各種団体との連携を進め、地域の子どもたちや高齢者を含めた多様な世代が気軽に交流できる機会づくりを進めます。
- 専門的な資格や経験を有するボランティアが、福祉分野で活躍の場を広げられるよう、ボランティア登録を推進し、活動の機会を提供します。

など

### 【公助】石垣市の取り組み

- 学校教育や生涯学習、講座などの様々な機会を通じた普及啓発を行い、違いを認め、差別や偏見を持たない思いやりの心で人や地域がつながる福祉のまちづくりに取り組みます。
- 既存公共施設の有効活用のための利用条件等の緩和等、施設利用に対する調整を進めます。
- 地域活動に主体的に取り組めるように、団体活動に対する助成の継続的な実施、情報や交流機会の提供等の活動支援を行います。

など

## 【自助】市民一人ひとりの取り組み

- 周りに困っている人がいないか日頃から配慮し、気軽に声をかけるようにします。
- 困ったときや苦しいと感じたときは、すぐに親しい人や市役所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に相談します。
- 成年後見制度等に対する理解を深め、必要なサービスを利用します。 など

## 【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

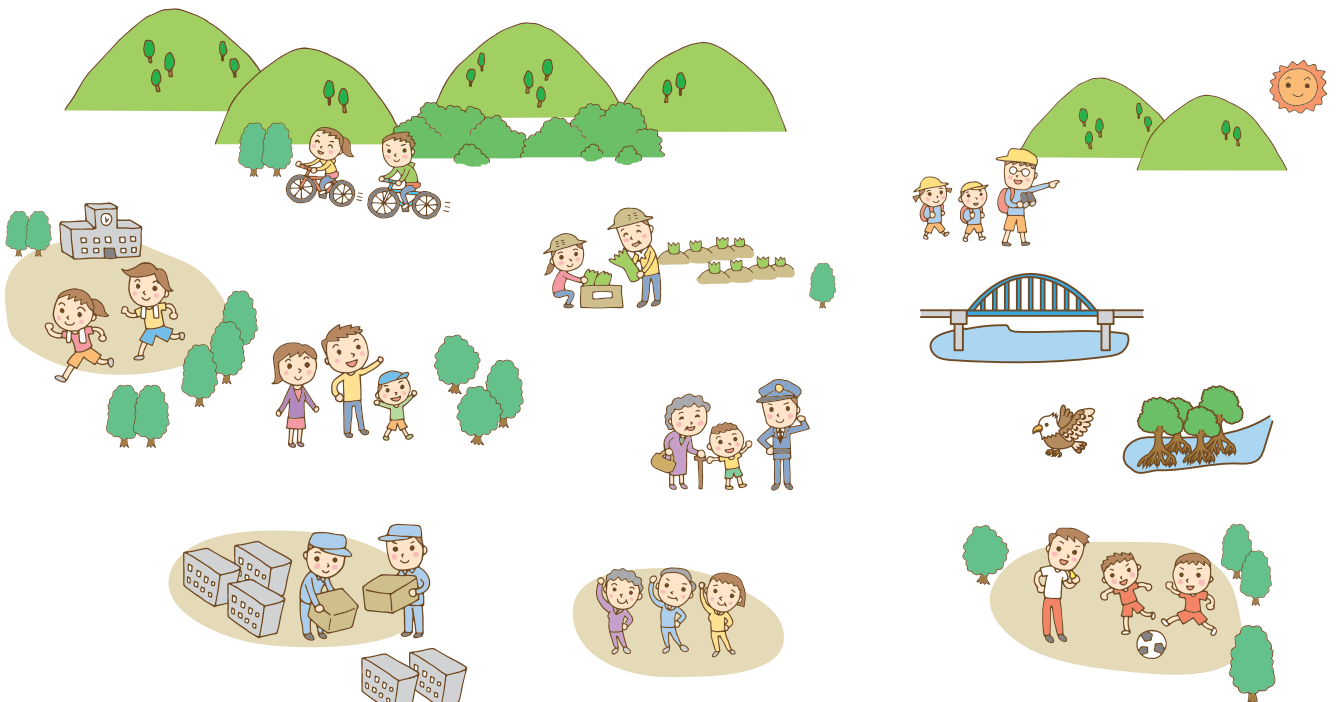
- 気になる人を地域で見守る自主組織活動と連携した、支え合い活動の輪を広げます。
- 支援が必要と思われる市民を早期に発見し、必要な相談先につなげる体制を関係機関と連携してつくります。
- 民生委員・児童委員、自治公民館等の関係機関等と連携し、支援が必要な人のサービス利用に対する支援を行います。

## 〔社会福祉協議会の取り組み〕

- 事業所・公的サービス等の地域資源に地域住民の参加を積極的に推進し、要支援者の自立支援に関わる包括的な支援機能の強化に取り組みます。
- 身近な地域で、地域の課題や生活上の課題に関する相談を受け止め、課題解決のための支援につなげられるように、相談窓口の情報共有、関係機関の連携を図ります。
- 判断能力が十分でない方に対する公的サービスの利用援助や、日常生活における金銭管理等を行い、自立した日常生活を営むことができるように、当事者の権利を擁護し適切な利用に対する支援を行います。 など

## 【公助】石垣市の取り組み

- 見守り、支え合い活動について、専門機関等が連携し、スムーズな活動が展開できる環境を整えます。
- 身近な地域で相談したいときに、いつでも気軽に相談できる仕組みや相談内容に総合的に対応できる支援体制の整備を進めます。
- 人権を侵害する行為のない地域社会の実現に向けた普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し被害者支援を含め、迅速かつ適切な対応を行う取り組みを進めます。 など



基本目標

③ 安心して暮らせる地域をつくる

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- 隣近所と声をかけ合い、非常時に相互に助け合える関係づくりに努めます。
- 災害時要援護者登録制度を理解し、必要に応じ積極的に登録します。
- まちのバリアフリー化に協力します。

など

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- 地域の自主防災組織と連携し、要支援者の避難誘導に対する協力体制の構築を図ります。
- 子ども達の登下校時における見守り活動や深夜の見回りなど、関係機関等と連携したパトロールを強化します。
- 要介護者や障がいのある市民に配慮した、バリアフリー化に対する支援を行います。

〔社会福祉協議会の取り組み〕

- 災害発生時や災害後の円滑な被災者支援を行う事ができるように、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティア等の人材育成と、派遣調整などに対する支援体制を強化します。
- 「災害時要援護者登録制度」に基づく要援護者台帳への登録促進、基本情報の更新に努めます。
- 地域の主体的な防犯活動や各種地域団体の活動と連携して、防犯意識の高揚と声かけ等による見守りを推進します。

など

【公助】石垣市の取り組み

- 自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施など、災害に強いまちづくりに向けた取り組みを一層推進します。
- 地域の主体的な防犯活動の輪を広げながら、防犯意識の高揚を図るとともに、市民、地域、行政、関係機関等との連携により、犯罪が起りにくい安心と安全に支えられた地域づくりを進めます。
- 高齢者や障がい者等にとってやさしいまちが、すべての人にとってやさしいまちとなるよう多くの方の利用に供する生活関連施設におけるユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

など

## 05 計画の推進に向けて

### 1 計画の周知

本計画については、市民をはじめ各関係機関等の協力・連携のもとに推進していく必要があることから、市報や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等様々な媒体を通じて周知を行います。

### 2 計画の推進体制

本計画の取り組みは、市民の皆さんと、地域、行政が連携しながら進めていく必要があります。よって、庁内では福祉総務課を中心に関係部局が連携して公助を推進するとともに、市民の皆さん、地域の各活動主体、社会福祉協議会と連絡・調整を図り、相互に連携しながら取り組みを進めていきます。

また、今後、更に複雑・多様化する福祉ニーズに対応できるよう、両機関の組織・運営体制の強化及び人材育成に取り組みます。

### 3 計画の進行管理

本計画の取り組みが確実に実施されているか確認するため、年1回程度進捗状況の確認を庁内で行い、点検結果を継続して設置する「石垣市地域福祉計画推進協議会」に報告し、評価を行います。

評価結果については、次年度以降の取り組みや次期の計画策定に活用します。

# 成年後見制度利用促進基本計画

## 1. 計画策定の趣旨

本市においては、成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画に内包する形で「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

## 2. 基本方針

成年後見制度利用促進基本計画では、誰もが住みなれた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的とし、成年後見制度の利用が必要な人が、住み慣れた地域でその人らしい生活を守るために利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とします。

## 3. 具体的な取組

### (1) 地域連携ネットワークの構築

本人の支援体制を構築するため、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携ネットワークの構築に向け、協議を行います。

- ① 協議会の整備
- ② 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置
- ③ 後見人等の担い手確保

### (2) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に向け、その認知度を高める取組を進めるとともに、制度を必要としている人が、適切に安心して利用できるよう、相談支援体制や利用支援事業等の充実に努めます。

- ① 成年後見制度の広報・啓発活動
- ② 相談窓口の明確化と早期支援
- ③ 成年後見市長申立てと成年後見制度利用支援事業

## 第3次石垣ほっとハートプラン

(第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

令和5年3月

編集・発行 石垣市 福祉部 福祉事務所 福祉総務課  
〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地  
TEL：0980-87-5515 FAX：0980-82-1580